

# 2025年4月(予定)から 4号特例が変わります

省エネ基準の適合義務化に併せて  
木造戸建住宅を建築する場合の  
建築確認手続きが見直されます

1

「建築確認・検査」  
「審査省略制度」の  
対象範囲が  
変わります

「4号特例」見直し

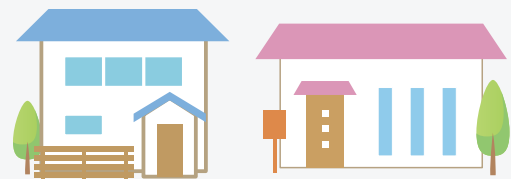
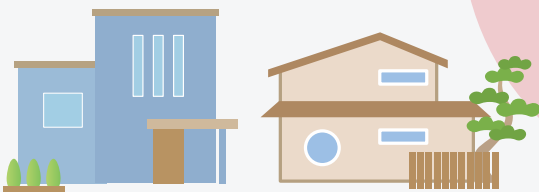
3つの  
ポイント

3

2025年  
4月に  
施行予定です

2

確認申請の際に  
構造・省エネ関連の  
図書の提出が  
必要になります



※「審査省略制度(いわゆる「4号特例」)」とは…

建築基準法第6条の4に基づき、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物)において、建築士が設計を行う場合には、構造関係規定等の審査が省略される制度です。



株式会社 トータル建築確認評価センター

三重県知事指定確認検査機関

国土交通省中部地方整備局長登録住宅性能評価機関

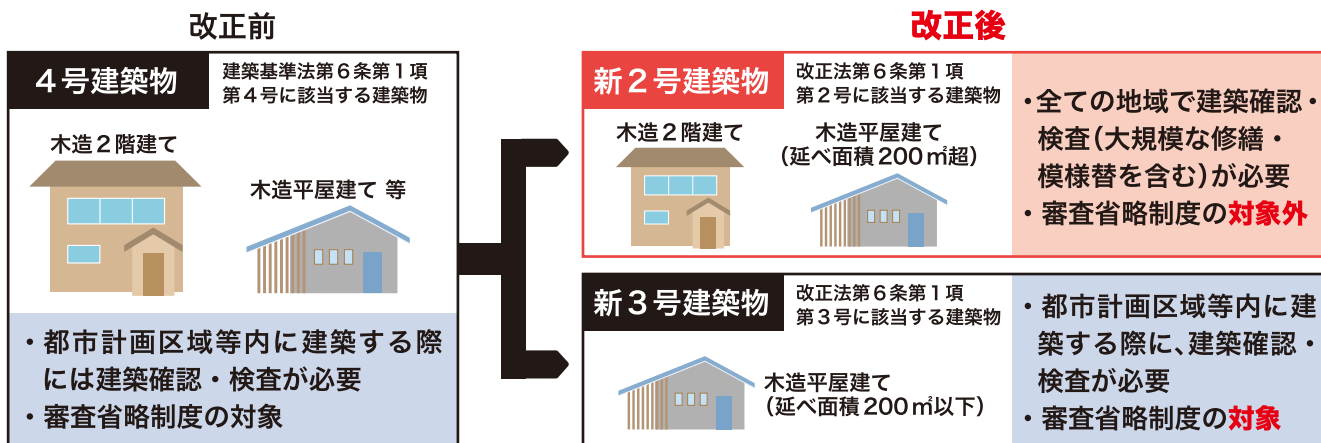
住宅金融支援機構適合証明検査機関

国土交通省中部地方整備局長登録建築物エネルギー消費性能判定機関

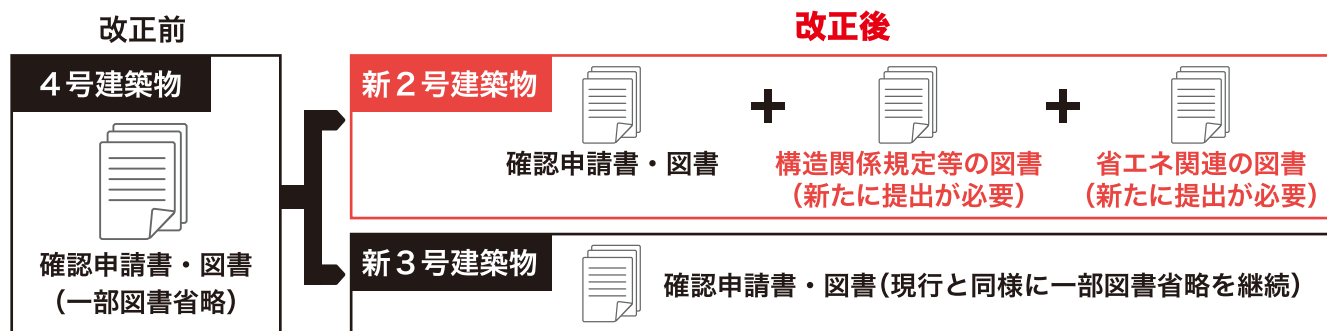
2022(令和4)年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付け**られます。

同法では、**建築確認・検査対象の見直し**や**審査省略制度(いわゆる「4号特例」)**の縮小が措置され、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます。

## 1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります



## 2 確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります



●今後、建築基準法施行規則において、申請に必要な図書の種類と明示すべき事項を規定する予定(2023(令和5)年秋頃)です。

## 3 2025(令和7)年4月に施行予定です

- 「省エネ基準への適合義務化」及び「建築確認・検査や審査省略制度の対象範囲の見直し」に係る改正は、**2025(令和7)年4月に施行予定**です。
- 今般の法改正に関する法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。